

みどり病院

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

1. 病院の概要

(1) 病院の名称等

- ・病院名 医療法人日望会 みどり病院
- ・開設年月日 平成11年10月1日
- ・所在地 群馬県みどり市笠懸町鹿2646番地2
- ・電話番号 0277-76-1110
- ・FAX番号 0277-76-1116
- ・管理者名 尾岸 浩一
- ・介護保険指定番号 1012710099

[通所リハビリテーションの理念]

私たちは、利用者様の意志を尊重し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持・向上を目指したリハビリテーションを提供致します。

(2) 職務内容・体制

職 種	人 数	職務内容
管理者	常 勤 1	全体の管理業務
医 師	常 勤 2	医療管理業務
介護職員	常 勤 6	介護業務
理学療法士	常 勤 3	理学療法によるリハビリ、リハビリマネジメント業務
言語聴覚士	常 勤 1	言語聴覚療法によるリハビリ、リハビリマネジメント業務
管理栄養士	常 勤 1	栄養管理業務
事務職員等	常 勤 1	事務業務

勤務時間：常勤 8：30～17：30

(3) 通所定員 40名（介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション、短時間通所リハビリテーション）

(4) 営業日 月曜日から土曜日（短時間通所は月曜日から金曜日）までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(5) 営業時間 午前9時30分から午後4時までとする。

(6) 事業の実施地域 みどり市、桐生市、太田市、前橋市、伊勢崎市

2. サービス内容

- ①健康状態の確認
- ②生活指導（相談。支援）
- ③リハビリテーション
- ④介護サービス

- ⑤入浴サービス
- ⑥食事サービス
- ⑦送迎サービス

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ・指定通所リハビリテーションの提供を受けた場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする（利用者の負担割合によっては2割・3割負担となることがあります）。
- ・前項に定めるほか、その使用料、利用回数に応じた次に掲げる費用の額の支払いを負担する。

①通所リハビリテーション利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。）以下は1日当たりの自己負担分（概算）です

	1～2時間利用	6～7時間利用
要介護1	369円/回	715円/回
要介護2	398円/回	850円/回
要介護3	429円/回	981円/回
要介護4	458円/回	1137円/回
要介護5	491円/回	1290円/回

*更に下記のサービスを合算したものが利用料となります。

短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院・退所から 3月以内 110円/回
入浴介助加算（Ⅰ）	40円/回
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	593円/月もしくは273円/月
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	793円/月もしくは473円/月
医師が利用者またはその家族に説明した場合	270円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/回
リハビリテーション提供体制加算 （※6～7時間の利用が対象）	24円/回
栄養アセスメント加算	50円/月
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	155円/回
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	160円/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円/月
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に加算率を乗じた単位数を算定

※各種加算についてはサービス提供した場合に負担していただきます。

※ご本人・ご家族の送迎にて来所された場合は片道あたり47円の減算となります。

②介護予防通所リハビリテーション利用料

介護度	要支援1	要支援2
利用料	2268円/月	4228円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88円/月	176円/月
利用開始月から12月を超えた場合 減算	120円/月	240円/月

口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円/回
一体的サービス提供加算	480円/月
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円/回
科学的介護推進体制加算	40円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に加算率を乗じた単位数を算定

※各種加算についてはサービス提供した場合に負担していただきます。

(2) その他の料金（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション）

食材費（昼食）	(おやつ有り) 650円 (おやつ無し) 600円
オムツ費（非課税）	(LL・L) 180円 (M) 160円 (S) 140円
パンツ型(非課税)	(LL・L) 180円 (M) 160円
尿取りパット(非課税)	50円

* これらのサービスのなかには、利用者の方から実費負担料金とは別に利用料金を負担していただく場合もありますので、具体的にご相談ください。

(3) 支払い方法

- ・10日過ぎに、前月分の利用料をお知らせしますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、原則として銀行引落とし（郵便局も含む）になっております。

4. 個人情報の取り扱いについて

みどり病院では、お預かりしている個人情報保護の為に「個人情報取り扱い規則」を定めています。

また、「個人情報取り扱い規則」にのっとり利用目的を下記のとおり定めます。

(1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

- ① 当病院が行う利用者に提供する介護サービス
- ② 当病院が行う審査支払機関への保険請求事務（レセプトの提出、支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 厚生労働省や都道府県など関係行政機関等による法令に基づく照会、届出、調査、検査、実地指導
- ④ 当病院が行う利用者に係わる管理運営業務のうち、「会計、経理」「医療事故の報告」「当該利用者のサービスの向上」等
- ⑤ 他の医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）との連携
- ⑥ 他の医療機関等からの照会への回答
- ⑦ 診療にあたり、外部の医師等の助言。意見を求める場合
- ⑧ 医師賠償責任保険等に係わる、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外であって医療機関として必要な利用目的

- ① 医療機関の管理運営業務のうち、「医療・介護サービスや業務の維持改善のための基礎資料」「当病院の内部において行われる学生の実習への協力」「当院の内部において行われる症例研究」
 - ② 住所、氏名の匿名化、顔写真マスクングを行い、個人が特定できないように配慮した上で学会等への発表
 - ③ 医療機関の管理運営業務のうち、「外部監査機関への情報提供」
- 2 上記の利用目的については、利用者から特に申し出が無い場合は、上記の利用目的について同意が得られたものとして扱うことができる。
 - 3 ただし、利用者から「同意しがたいものがある」「個人情報の利用にあたってあらかじめ個別に同意を求めてほしい」などの要望があった場合は、その要望について、個人情報を取扱うこととする。
 - 4 そうした申し出があった後に、当該利用者から同意や保留の変更について申し出があれば、申し出に沿って変更を行う。

5. 協力医療機関等

当病院では、下記の医療機関等に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・名称 医療法人三思会 東邦病院
- ・住所 群馬県みどり市笠懸町阿左美 1 1 5 5 番地

- ・名称 医療法人東郷会 恵愛堂病院
- ・住所 群馬県みどり市大間々町大間々 5 0 4 番地 6

- ・名称 医療法人全仁会 高木病院
- ・住所 群馬県桐生市相生町 5 丁目 7 5 4 番地

◇緊急時の対応

なお、容態の悪化など緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先のほか、主治医、居宅介護支援事業所等に連絡します。

6. 非常災害対策

別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

- ・防災設備：自動火災報知機、誘導灯、防火扉、スプリンクラー、消火器、屋内消火栓
防災監視盤
- ・防災訓練：年 2 回
- ・防火管理者：根本 敬正

7. 禁止事項

当病院では、多くの方に安心してご利用して頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 利用契約に定めのない事項

この重要事項に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は世帯主（保護責任者）と当病院が誠意をもって協議して定めることとします。

9. 要望及び苦情等の相談

当病院には支援相談の専門員として相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

連携室電話番号 0 2 7 7 - 7 6 - 1 1 8 3 時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 担当 根本

要望や苦情など、相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

※苦情内容については、職員研修にて問題点の共有化を図り、提供するサービスの質の評価・改善に努めます。

群馬県国民健康保険団体連合会		電話	027-290-1323
各市町村介護保険担当課	みどり市	電話	0277-76-2111
	桐生市	電話	0277-46-1111
	太田市	電話	0276-47-1111
	前橋市	電話	027-224-1111
	伊勢崎市	電話	0270-24-5111

附則

この規定は2024年4月1日から施行する

この規定は2024年6月1日から施行する